

(参考) 福岡県漁港管理条例 (抜粋)

(利用の届出)

第十一条 甲種漁港施設(航路を除く。)を利用しようとする者(第十三条第一項の許可を受けた者及び同条第四項の規定による届出をした者を除く。)は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。この場合において、輸送施設及び漁港環境整備施設については、知事が公示により指定するものを利用するときに限る。

(使用料等)

第十五条 甲種漁港施設を利用する者は、別表に掲げる使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を納入しなければならない。ただし、公務に従事する船舶については、この限りでない。

別表 (第十五条関係)

一 使用料

イ 岸壁、物揚場及び船揚場を利用するとき(第十三条第一項の知事が公示により指定する施設を利用するときを除く。)

(1) 県内に船籍を有する船舶(避難のために入港した船舶を除く。)

区分	料金(月額)		備考
	漁船	漁船以外の船舶	
総トン数五トン未満	九五円	一二五円	一月未満の端数があるときは、その端数が十五日以内のときは半月分、十五日を超えるときは一月分として計算する。
総トン数五トン以上二十トン未満	一九五円	二五五円	
総トン数二十トン以上	三二五円	四五五円	